

職員団体の登録に関する条例

平成27年 2月20日条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第53条第1項、第5項、第6項、第9項及び第10項の規定に基づき、職員団体の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の申請)

第2条 職員団体は、公平委員会に登録を申請する場合には、その代表者を通じて、次に掲げる事項を記載した正副2通の申請書を提出しなければならない。

- (1) 理事その他の役員の氏名、住所及び職名(職員以外の者にあつてはその職業)
- (2) すべての事務所の所在地
- (3) 連合体たる職員団体にあつては、構成団体の名称

2 前項の申請書には、おのおの次に掲げる書類を添附しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、法第53条第3項の規定に従って決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類
- (3) 当該職員団体の組織が法第53条第4項の規定に適合していることを証明する書類

(登録の通知)

第3条 公平委員会は、登録の申請を受理した日から30日以内に、登録をした旨又はしない旨を書面でその職員団体に通知しなければならない。

(規約等の変更又は解散の届出)

第4条 登録を受けた職員団体は、その規約若しくは第2条第1項に規定する申請書の記載事項に変更があつたとき、又は解散したときは、その事由を生

じた日から15日以内に、公平委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。

2 職員団体が、前項の規定により届出をする場合は、その代表者を通じて正副2通の届出書を提出しなければならない。

3 第1項の規定による届出が規約の変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為に係るものであるときは、それらの行為が法第53条第3項の規定に従って決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類を添付しなければならない。

4 前条の規定は、規約又は第2条第1項に規定する申請書の記載事項の変更の届出の場合にこれを準用する。

(登録の効力停止及び取消しの通知)

第5条 公平委員会は、法第53条第6項の規定により職員団体の登録の効力を停止し、又は登録を取り消したときは、その旨を記載した書面をもって当該職員団体に通知しなければならない。

(登録簿)

第6条 公平委員会に、職員団体登録簿を備える。

2 前項の登録簿には、次に掲げる事項を登録しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 職員団体が法人であるときは、その旨
- (4) 目的及び業務
- (5) 理事その他の役員の氏名、住所及び職名(職員以外の者にあつてはその職業)
- (6) 専従休職を与えられている者の氏名、住所及び職名
- (7) 規約に定める解散事由
- (8) 規約の作成又は変更が、法第53条第3項の規定に適合するものであることを確認する旨

(9) 登録年月日

3 何人も、公平委員会の許可を得て、第1項の登録簿及び附属書類を閲覧することができる。

(委任規定)

第7条 公平委員会は、この条例に定めるものを除くほか、職員団体の登録に関し、公平委員会規則を制定することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。